

病児保育医師連絡票作成費補助制度のお知らせ

病児保育を利用するには、かかりつけ医療機関を受診し、医師連絡票を病児保育室に提出する必要があります。この際に自己負担が発生する場合があります。この費用を下記の限度額の範囲で今治市が補助をします。

ただし、病児保育併設医療機関（あおい小児科）を受診する場合には、この手続きの必要はありません。

補助対象

- 同一医療機関において月 1 回目の作成時
小学生（生活保護世帯、ひとり親家庭医療費助成制度により自己負担が無料となる場合を除きます。）
- 同一医療機関において月 2 回目以後の作成時
全ての方（小児科外来診療料により自己負担が無料となる場合を除きます。）

補助対象経費	医療機関が医師連絡票を作成する際の保護者が負担する費用	
補助限度額	同一の医療機関において、各月 1 回目の作成 (補助対象は小学生) ※ 就学前児童は乳幼児医療費助成制度による助成となります。	750 円
	同一の医療機関において、各月 2 回目以後の作成	2,700 円

医療機関窓口での手続きの流れ

- ① 医療機関に医師連絡票の作成を依頼します。
- ② 医療機関から医師連絡票の発行を受けた際、作成費用が発生する場合は、医療機関窓口にて、補助申請の手続きを行います。

【手続きの流れ】

医療機関に備えてある補助金申請書兼請求書に、必要事項を記入し、**押印**します。

印鑑は朱肉を使う印鑑を使用してください。（シャチハタなどの**スタンプ印鑑は不可**）

- ③ 医療機関窓口での支払いが軽減されます。